

一般社団法人 山口県社会福祉士会
後援（名義使用）に関する規程

規程 41 号

2018 年 2 月 10 日 制定

（目 的）

第 1 条 本規程は、一般社団法人山口県社会福祉士会（以下「本会」という）の研修等における関与の適否についての基準及び関与手続きを定めることを目的とする。

（定 義）

第 2 条 「後援」とは、第三者が開催の主体となる研修等について、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用に限る。

（適否基準）

第 3 条 他団体等が主催する講演会、シンポジウム、セミナー等に関して、後援依頼があった場合には、次の事項に基づき、個別に判断する。

（1）主催者の基準

①行政、社団法人及びこれに準ずる団体

（法人格を有しない任意団体の場合は、事前登録及び1年程度の活動実践を踏まえて個別に判断する）

②会則等の定めがあり主催者の設立目的や組織が明確であり、堅実な活動実績を有し事業遂行能力が十分であると判断される団体

③その他、福祉団体等で特に公益性が高いと認められる団体

（2）事業内容の基準

①本会会員にとって有益であると認められるとき

②本会の事業の目的及び内容に照らし、特に必要と認められるとき

③事業の目的及び内容が明らかに公共の福祉の向上に寄与するもので、公益性のあるもの

④事業の規模・範囲が原則として県下一円にわたるもので、特定の会員等を対象としない一般公開のもの

⑤入場料、参加料等を徴収するときは、その額が適正であること

⑥営利を目的としないもの

⑦特定団体の宣伝等少数者の利益のみを目的としないもの

⑧宗教的、政治的目的を有しないもの

（申請手続き）

第 4 条 本会への後援に関する依頼の諸手続きは以下のとおりとする。

（1）依頼

名義を使用する 14 日前までに申請書を事務局へ提出する。

(2) 添付書類

申請書には下記の書類を添付する。

- ① 研修等の具体的な内容がわかるもの（開催要項、企画書、チラシ等）
- ② 団体の活動についてわかる資料
- ③ 収支予算案（入場料を必要とする場合）

(後援の取り消し)

第5条 研修等の実施する際、またはその前後において、特定の団体の利益を目的とした活動（宣伝、勧誘等）が行われる事が認められる場合には、その後援の承認を行うことができない。また、承認後であっても、取り消すことができる。

(改廃)

第6条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、2017年12月9日から施行する。但し、過去数年期間において後援を承諾した団体についてはこの基準に拘束されず行事内容によって審議し決定するものとする。